

よくあるお問い合わせ

Q.

保有している建機を下取りしICT建機を購入します。補助対象経費は下取り金額の相殺前・後どちらの金額を記載すれば良いですか？

A. 下取り金額による相殺金額は補助対象経費に含みませんので、相殺前の金額を補助対象経費として記載してください。

Q.

補助対象経費に消費税は含まれますか？

A. 消費税は補助対象経費に含まれません。税抜き金額を補助対象経費として申請を行ってください。

よくあるお問い合わせ

Q. サブスクリプション契約にて積算ソフトを購入するのですが、補助対象となりますか？

A. サブスクリプション契約は補助対象外です。購入型の積算ソフトウェアは補助対象となります。

Q. 積算ソフトウェアを購入するのですが、保守費用は補助対象となりますか？

A. 保守費用は補助対象外となります。保守費用が含まれる場合は、購入費用と保守費用をそれぞれ記載した見積書をご提出ください。

Q. ICT建機の購入について、5年間の割賦による支払いは補助対象になりますか？

A. 補助対象外となります。同様に、所有権が移転しないファイナンスリースについても補助対象外となります。ただし、令和7年度内に終了する割賦による支払いは補助対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

よくあるお問い合わせ

Q.

賃上げ枠の「総支給額」に残業代・賞与・各種手当は含まれますか？

A. 残業代・賞与・各種手当は「総支給額」に含まれません。月給・日給・時給等の基本給に準じて従業員へ支払われる月額賃金が「総支給額」となります。

Q.

賃上げ枠の様式に記載する従業員はどこまで記載すればよいでしょうか？

A. 当該事業所で雇用する全ての従業員（アルバイト・パート等含む）を記載してください。